

# 重要事項説明書

(通所介護・通所型独自サービス)

デイサービスセンター ヴィーヴルへいせい

熊本市南区田迎1丁目7番9号

TEL 214-8266

FAX 214-9266

## 通所介護・通所型サービス 重要事項説明書

<令和6年12月1日現在>

### 1 通所介護・通所型サービス事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 ヴィーヴル
代表者名	田中 詠志
所在地・連絡先	(住所) 熊本市南区田迎1丁目7番20号 (電話) 096-373-2422 (FAX) 096-373-2218

### 2 事業所の概要

#### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	デイサービスセンター ヴィーヴルへいせい
所在地・連絡先	(住所) 熊本市南区田迎1丁目7番9号 (電話) 096-373-2422 (FAX) 096-373-2218
事業所番号	4370102834
管理者の氏名	本田 和樹
利用定員	月～土 25名

#### (2) 事業所の職員体制 ( ) 兼務

従業者の職種 (兼務含む)	人数 (人)	区分		資格
		常勤 (人)	非常勤 (人)	
管理者	1	1		介護福祉士
生活相談員	2	2		介護福祉士・社会福祉主事
介護職員	4	3	1	介護福祉士・社会福祉主事
看護職員	3	2	1	看護師
機能訓練指導員	4	3	1	看護師 理学療法士

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	熊本市（中央区・東区・西区・南区）
---------	-------------------

(4) 営業日

営業日	営業時間
月～土曜日	午前 8：15～午後 17：15

※ 祝日も営業しております。

営業しない日	日曜日・1月1日～1月3日
--------	---------------

### 3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種類	内容
食事	お客様の身体状況に配慮した食事を提供します。 （おかゆ・きざみ食・ミキサー食など）
入浴	入浴は、任意です。心身の状態次第では、シャワー浴・清拭などの支援を行います。
排泄	お客様の状況に応じて介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な支援を行います。
個別機能訓練	ご自宅に伺い個々の状態に合わせた計画書を作成し、リハビリを行います。3ヶ月毎に評価を実施し、自宅での生活が自立できるよう支援を行います。
口腔機能訓練	食後の口腔ケアや咀嚼力（噛む）、嚥下力（飲み込み）を維持強化する為の訓練や支援を行います。
生活指導	お客様の生活面での助言指導、援助を行います。
健康チェック	血圧測定等お客様の全身状態の把握を行います。
送迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。 送迎サービスの利用は任意です。
相談及び援助	お客様とその家族からのご相談に応じます。

## イ 費用

介護保険の適用がある場合は、介護保険負担割合証の負担額がお客様の負担となります。

【利用料金（介護保険負担割合 1 割の場合）】

### ◆要支援（単位/円）

要支援 1（月）	1,798
要支援 2（月）	3,621

### ◆要介護（単位/円）

	要介護 1 （一回）	要介護 2 （一回）	要介護 3 （一回）	要介護 4 （一回）	要介護 5 （一回）
3～4 時間未満	370	423	479	533	588
4～5 時間未満	388	444	502	560	617
5～6 時間未満	570	673	777	880	984
6～7 時間未満	584	689	796	901	1,008
7～8 時間未満	658	777	900	1,023	1,148
延長時間	1 時間につき、500 円で対応させていただきます。（16 時 45 分以降）				

### ○加算料金

#### ◆要支援

加算項目	利用料
通所型独自サービス提供体制加算・独自	72 円/月（要支援 1） 144 円/月（要支援 2）
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	単位数の総合計（月）に 9.0%を加算

#### ◆要介護

加算項目	利用料
入浴介助加算（Ⅰ） ※★	40 円/日
入浴介助加算（Ⅱ）	55 円/日
中重度ケア体制加算	45 円/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ ※★	56 単位/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76 単位/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位/月
A D L 維持加算（Ⅰ）	30 単位/月

A D L 維持加算（Ⅱ）	60 単位/月
認知症加算	60 単位/月
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位/回（3 月以内で月 2 回を限度）
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 単位/回（3 月以内で月 2 回を限度）
栄養改善加算	200 単位/回（3 月以内で月 2 回を限度）
栄養アセスメント加算	50 単位/月
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20 単位/回（6 月に 1 回を限度）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5 単位/回（6 月に 1 回を限度）
若年性認知症加算	60 単位/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ※★	18 単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位/回
介護職員等処遇改善加算Ⅱ ※★	単位数の総合計（月）に 9.0%を加算
科学的介護推進体制加算	40 単位/月

**注：支給限度額を超えたサービスの利用**

その月にご利用になられた居宅サービスのサービス単位数の合計が、介護保険証に記載された区分支給限度基準額（保険対象費用の上限）を超過した場合、超過した単位数についてのサービス費用は利用者の方の全額負担となります。

**注：保険料滞納されている場合**

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

**（2）介護保険対象外サービス**

- 食材料費  
食事サービスを受ける方は、普通食 1 食あたり 650 円必要となります。
- おむつ代  
おむつを事業所から貸し出した場合は、次回ご利用時お返しく下さい。
- 事業の実施地域外の送迎費  
2-(3)の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方で、送迎をご希望の際は、実施地域を越えた所から片道 1 キロメートルあたり 100 円が必要となります。

○ その他の費用

通所介護・通所型サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用（行事の教材費）であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様負担となります。

**注：キャンセル料**

キャンセル料に関しては頂いておりません。

但し、ご利用日の前日の12時以降にお休みの連絡があった際は、お食事代650円を徴収させていただきます。

(3) 利用料等のお支払方法

翌月20日までに前月分の請求を致しますので、下記のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

① 口座引き落としの場合

毎月27日（その日が金融機関休業日の場合はその前日）に口座から自動口座引き落としとなります。

② 銀行振込みの場合

毎月末20日までに下記の口座にお振り込みください。

（振込先）

肥後銀行 南熊本支店

普通預金口座（口座番号 1600345）

口座名義 (株) ヴィーヴル

※入金確認後、領収証を発行します。

**注：お支払い遅延時の対応**

サービス料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、支払いに応じていただけない場合、契約終了の手続きをさせていただく場合がございます。

#### 4 事業所の特徴

通所介護・通所型サービス計画の作成及び事後評価	当事業所の管理者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、通所介護・通所型サービス計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年間の教育計画に基づき定期的実施しています

## 5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当社お客様相談窓口	窓口責任者 管理者 本田 和樹 ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話（214－8266） 面接（当事業所1階相談室）
苦情申し立て機関	熊本市高齢介護福祉課 （電話 096－328－2311） 熊本県国民保健団体連合会 （電話 096－214－1101）

## 6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先(家族等)	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者：本田 和樹
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同

居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 9 非常災害時の対策

- ① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ② 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ③ ②の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

## 10 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

## 11 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。



## 12 サービス利用に当たっての留意事項

- 当事業所のやむをえない事情（職員の病気や事故による人員不足）により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その際は、文章を持って通知いたします。
- 都合が悪くご利用をお休みされる場合は、事前（前日の17：00まで）にご連絡いただきます。尚、やむをえない理由がある場合は当日の8：30までにご連絡下さい。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- お客様の威圧的な言動により、サービスの提供が難しいと判断した場合はサービスの提供をお断りさせて頂く場合がございます。
- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 貴重品や現金の持ち込みはご遠慮下さい。
- センター内での他のお客様に対する執拗な宗教活動及び政治活動、物品の販売その他の勧誘は、ご遠慮下さい。
- 運行計画は、お客様の増減に伴って随時見直しを行う場合があります。

## 個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

### 1. 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連携調整等において必要な場合。
- (2) 緊急時等において、利用者の生命やその他有する権利・利益を保護する場合。

### 2. 事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

### 3. 使用する期間

契約で定める期間

### 4. 条件

- (1) 個人情報の提供は最小限度とし、提供に当たっては関係者以外のものには漏れることの内容に細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護・通所型サービスのサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住所 熊本市南区田迎1丁目7番20号

事業者（法人）名 株式会社 ヴィーヴル

代表者名 田中 詠志 印

事業所 名 デイサービスセンター ヴィーヴルへいせい  
(事業所番号) 4370102834

管理者 本田 和樹 印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護・通所型独自サービスのサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

利用者家族 住所

氏名 印

代理人（選任した場合）

住所

氏名 印

